平成２３年（フ）第７０４号
福岡県糸島市二丈深江586番地１
債務者　進藤　　悟
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７３１号
福岡市博多区吉塚５丁目５番25―103号
債務者　澤山　繁之
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７３３号
福岡市中央区小笹４丁目５番313号
債務者　藤　　學
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７３９号
福岡市東区香椎駅東４丁目64番６号
債務者　林　　大輝
１　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４２号
福岡県古賀市筵内1604番地15
債務者　大石　亮志
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４７号
福岡県大野城市中央２丁目５番15号下大利中央パークホームズ403号
債務者　片渕　　信
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４８号
福岡県大野城市中央２丁目５番15号下大利中央パークホームズ403号
債務者　片渕　厚子
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７５２号
福岡市博多区千代４丁目11番29―601号
債務者　坂本　拓馬
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７５９号
福岡県大野城市東大利３丁目10番１―103号
債務者　水上　和男
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７６６号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦１丁目２番３―606号パティオ福岡東Ｎ棟
債務者　斉藤　千草
１　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７７８号
福岡県宗像市石丸２丁目13番１号
債務者　足達　敬祐
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７７９号
福岡県糟屋郡志免町志免３丁目11番14号ヴィレッジ和泉101号
債務者　西山　聡子
１　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７８２号
福岡市東区唐原２丁目９番１号
債務者　近藤　正美
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７９８号
福岡市南区玉川町７番25―205号
債務者　徳橋　正興
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８０７号
福岡市城南区七隈２丁目７番23号
債務者　中西　英雄
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１６号
福岡市博多区新和町２丁目４番27号
債務者　嘉村　隆信
１　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８２３号
福岡市南区大橋３丁目14番３―505号
債務者　伊藤　絹惠
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８３０号
福岡市東区香住ヶ丘５丁目22番32号
債務者　今村　勝己
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部